

翻刻紹介

醍醐寺蔵『尊勝陀羅尼并般若心経発願』

——翻刻と解題——

阿部美香

国宝醍醐寺聖教の一部をなす『尊勝陀羅尼并般若心経発願』一卷（醍醐寺蔵）は、宣陽門院親子（一一八一～一二五一）を願主とし、貞応二年（一二三三）十二月十四日に建立供養された醍醐寺閻魔王堂の儀礼に用いるために、遍智院成賢（一一六二～一二三二）によって書写された鎌倉時代中期の儀礼テキストである。奥書に「此発願詞者、故解脱上人草也。為炎魔王堂所作、書写了。貞応二年七月十五日、東寺沙門成賢」と記されることから、本書は建立供養の半年前にあたる七月十五日に、閻魔王堂の所作とするために、解脱房貞慶（一一五五～一二一三）の作になる発願の詞に基づいて成賢が書写したものと知られる。

貞慶は、鎌倉時代初期の南都を代表する学僧であり、笠置に遁世したのちも仏教の復興に大きな貢献を果たし、講式作者としても著名である。たとえば、龍谷大学図書館に所蔵される『諸講式集』^①は、「応永丙子」（一二三九六年）の書写奥書を持つ室町期写本の近代の写しであるが、巻末に「笠置解脱上人貞慶御作也」と付記するように、貞慶の講式集として編まれたものである。そこに『琰魔講式』の題で収められた本文は、希有なことに、成賢の書写した『尊勝陀羅尼并般若心経発願』と重なり合うものであった。これにより、『尊勝陀羅尼并般若心経発願』が『琰魔講式』の題を付して貞慶の作として伝えられていたことが明らかになる。管見の限り、閻魔王を本尊とする講式は他に例を見ない上に、『醍醐寺閻魔王堂は、鎌倉時代後期以降、各地に誕生する閻魔堂の先駆けを成す。そこに貞慶の儀礼テキストが用いられていたことは、閻魔王のもとに成り立つ冥府と儀礼の展開を考える上でも注目される。

その解明のために、本稿では『尊勝陀羅尼并般若心経発願』の全文を翻刻紹介するとともに、『琰魔講式』との校異を示し、出典を明らかにし、その特色を提示したい。なお、資料名に用いられる「焰魔」「琰魔」の表記はそれぞれの典拠に従いつつ、本文は「閻魔」の表記で統一する。

*

『尊勝陀羅尼并般若心経発願』は、通例の講式の如く、表白段を設け法会の旨趣や願を複数の段に分かつて述べる形式を持たないことから、のちに講式としても通用するものの、本来は貞慶により発願文として作られ、それを成賢が書写したものと認められる。そこに述べられているのは、たとえ臨終において正念を誤り地獄に堕ちたとしても、閻魔王の呵責をもって最後の十念を唱え、念仏往生を遂げたいとの「大願」であった。そのため、釈迦と弥陀、弥勒をはじめ、普賢や文殊、観音、地藏など諸仏菩薩の加被を憑み、殊に閻魔王を拜して、『般若心経』と尊勝陀羅尼の功験を讃え、閻魔王の誓約に照らして、死して赴いた冥府で呪を誦して罪人を救い自らも蘇生した王少府や七度還俗したにもかかわらず往生を遂げた雄俊の先蹤を掲げ、念仏往生の現証を示し、理を説いて、己の願念を訴える内容となっている。

『琰魔講式』と対校することによって浮かび上がる『尊勝陀羅尼并般若心経発願』の特色は、第一に、本文の末尾に「南賢」「尺賢」「尺善珠」「尺善珠」¹といった具合に、出典が割書で注記されていることにある。このうち「南賢」は慈恩大師基による玄奘訳『般若心経』の注釈書であり、「尺善珠」は唯識・因明学の祖と仰がれる興福寺僧善珠（七二三―七九七）の注釈書とらしい。したがって、その注記は、『琰魔講式』では一部を除き略されているものの、法相宗の祖師である玄奘三蔵（六〇二―六四四）や慈恩大師基（六三二―六八二）ひいては善珠の系譜に連なる貞慶が、どのように発願の詞を創り上げたのかを考える手掛かりとなる点で重要である。なかでも、観音が玄奘に『般若心経』を授けたときに告げた「我持三世諸仏心要法門」の詞は、玄奘による臨終の詞とともに貞慶の『心要抄』に引かれ、その表題の拠にもなった鍵語である。これを、「中見佛」と注記して掲げるところとは、貞慶の重んずる発菩提心とも関わり注目される。また、無常を観ずる「屠所之羊、今幾か歩、閻浮之道」、閻魔之使、何ノ日カ臨マム草庵之樞」の一文は、「閻浮之道」を「无常之道」、「草庵之樞」を「朽宅之窓」と置き替えて、やはり貞慶の『道心祈誠状』や『愚迷発心集』に用いられている。これらの出典や文は、『尊勝陀羅尼并般若心経発願』及び『琰魔講式』が、確かに貞慶の著作であることを裏付けてくれる。

『琰魔講式』になく『尊勝陀羅尼并般若心経発願』のみが有する第二の特色は、「齢猶四旬、雖非弱老、力隨年衰、病追日重。本ヨリ存シキ我命短カラムコトヲ。果シテ又、悟メ此ノ死相ヲ。」という述懐の一文により、貞慶の著述の時期を推定する手掛かりが得られることにある。ここに「齢四旬」と述べる詞は、書写者である成賢が当時六二歳であることを踏まえれば、成賢ではなく、貞慶のものにはかならない。貞慶が四十の齢を迎えるのは、建久五年（一一九四）のことであり、それは貞慶のライフストーリーにとって画期となる、笠置隱遁の時期と重なっている。この年、貞慶は十一年にわたって書写した大般若経を納める般若台を笠置寺に造立する。『心要抄』が編まれるのは、翌六年の頃と考えられている。¹

第三の特色は、『琰魔講式』に「釈尊之本願」「南無釈迦牟尼仏之名号」と説くところを、『尊勝陀羅尼并般若心経発願』が「弥陀之本願」「南無阿弥陀仏之六字」と記して、弥陀の四十八願に強く訴える内容になっていることにある。貞慶が唐招提寺の釈迦念仏会の創始者であることを想起

すれば、『琰魔講式』に見える釈迦念仏を重視する姿勢は、貞慶の釈迦・舍利への信仰に基づく思想を反映するものと見ることができよう。一方で、弥陀の念仏をもって極楽浄土への往生を希求する姿勢は、醍醐寺閻魔王堂が阿弥陀院と一体の宗教空間を構成し、成賢の浄土往生の大願を支える場であったことに照らせば、それは成賢にとっても重要な信仰表明であった。⁵⁾

その大願を閻魔王に述べるにあたって、『尊勝陀羅尼并般若心経発願』が「仏子」や「我」、「我願」と一人称の表現で一貫するところを、『琰魔講式』が「我等」、「一結ノ衆」、「衆望」としており、講を結ぶ一同を代表して導師が述べる詞となっていることは興味深い。『琰魔講式』が出典注記を省略し、前述した貞慶の述懐の詞を「齢日々傾キ、力、年々ニ衰⁷⁾」という具合に一般化した表現をとるのは、より汎用性の高い本文に整えられていることを示す。つまり、『琰魔講式』は、『尊勝陀羅尼般若心経発願』として成賢により写し改められたのちに、後人により『琰魔講式』という題に改められ、流伝した形を伝えているのである。このように、両書を比較してみれば、貞慶が起草し、醍醐寺閻魔王堂の儀礼テキストとして用いられた本来の発願文としてのあり方が照らし出されると同時に、『琰魔講式』として流布するに至る動態が浮かびあがり、重層した資料的価値を指摘することができる。

あらためて、この発願文が本尊閻魔王の前で読み上げられる場を観念するとき、聴衆にとつて最も印象深く迫り来るのは、閻魔王の呵責の詞であり、それを蒙った「我」「仏子」(すなわち貞慶自身)がこれに応えて弁明するその詞であろう。醍醐寺閻魔王堂では、成賢による絵銘⁶⁾によって、発願の詞のうちに尊勝陀羅尼や念仏利益の先蹤として引かれる王少府と雄俊の説話が、本尊の周囲に描かれた地獄絵と共に描き込まれていたことがわかっている。導師が読み上げる詞を受けて結縁する聴聞の人々は、閻魔王の裁きの儀に臨む^{おのれ}己をまのあたりに観念し、懺悔して、発心の覚悟を励まして、共に念仏を称えたことだろう。

いったい、貞慶はこの発願の詞をどこで述べたのであろうか。冒頭の敬白に則してみたととき、釈迦、弥陀、弥勒をはじめ、普賢文殊、観音地藏など諸仏菩薩の加被を憑み、殊に閻魔王に祈る場として想定されるのは、釈迦の霊山浄土とも観念され、また弥勒の都率内院にも至る笠置寺であり、なにより、貞慶が十一年にわたって書写した大般若経を納める般若台である。貞慶が建久五年(一一九四)に造営した般若台には、その厨子扉絵に、守護の四天や女裝三蔵らとともに、閻魔王が描かれていた。その姿は、興福寺に伝わる厨子扉絵から、忿怒の形相をあらわし、手に罪人の名や罪状を記す牒を開いて、呵責の声を響かせる閻魔王であったことがわかる。⁷⁾ 翌建久六年、貞慶は『心要抄』を撰述し、建久七年には、般若台で『弥勒講式』『誓願舍利講式』『欣求霊山講式』などの講式を次々と作りつつ、その行を実践しながら、春日明神を勧請して小社を造立し、笠置寺法華八講の勧進状を草して、笠置の宗教空間の発展に尽くしている。⁸⁾

このように、般若台に象徴される大般若の衆会と法華の靈山淨土を望む場においてこそ、般若の功力と尊勝陀羅尼の功能をもつて、閻魔王に淨土往生の大願を發起する詞が起草されたのではないか。それは、己の罪障を自覚して懺悔発心の心を励ます貞慶の無常の詞や、『弥勒講式』をはじめとする数々の講式の撰述とも響き合っていただろう。また般若台の扉絵に描かれ具象化された閻魔王のイメージは、貞慶の最晩年に造立の始まる海住山寺五重塔初層内陣扉絵の閻魔王とも繋がり合い、発菩提心を真摯に求めた貞慶の信仰実践を促す象徴となったにちがいない。成賢が醍醐寺閻魔王堂の建立に際し、貞慶の発願の詞を書写して用いたのも、それが貞慶の般若台建立に際して発願され、閻魔王に捧げた詞であったがゆえではなかったか。成賢は承久の乱が起こるまで、後鳥羽院の修法を担った東密を代表する真言僧であり、願主である宣陽門院は、後鳥羽院の皇統を守るいわば後見のような存在であった。その後鳥羽院に、法相宗の教えを講義して『中宗報恩講式』を献じ、笠置寺への御幸を迎えて宸筆『瑜伽論』の供養導師をつとめたのが貞慶なのである。

承久の乱による後鳥羽院の隠岐流罪という驚天動地の事態に直面し、一旦は崩壊した社会のあらたな秩序の回復が求められるなかで造営された醍醐寺閻魔王堂は、願主や僧侶たち自身の得脱往生のみを祈る場として企てられたのではない。そこは、閻魔王の許で法華経と念仏、『般若心経』と陀羅尼の靈験を介して、後鳥羽院の惹き起こした事態を含むあらゆる無常を觀念させ、罪障の懺悔滅罪をはかり一切衆生を往生へといざなう、利他の実践修行の場であり結縁の空間であった。¹⁰ その所作として、貞慶によって発願された『般若心経』の転読や尊勝陀羅尼の念誦は、醍醐寺閻魔王堂においても、本尊閻魔王に「心中の大願」を訴えるうえで、欠かせない祈りの詞だったのである。これを成賢が書写した「七月十五日」は、仏教の伝統においては盂蘭盆にあたると同時に、『仏頂尊勝陀羅尼経』（仏陀波利訳）に拠れば、尊勝陀羅尼の功德を閻魔王に廻向する日である。おそらく成賢は、自身の為に写し改めた『尊勝陀羅尼并般若心経発願』を読み上げて、『般若心経』の転読と尊勝陀羅尼の念誦を醍醐寺閻魔王堂における毎月十五日の恒例の仏事とし、また七月十五日の年中行事として創始したのでろう。

そのための要として貞慶の著作が求められたことについては、最後に、醍醐寺閻魔王堂の願主であった宣陽門院による主体的な関与を考慮に入れる必要性も提起しておきたい。なぜなら、宣陽門院は晩年に東寺西院御影堂で舍利講を創始するにあたって、本尊や仏具を含む施入を行うとともに、貞慶の舍利講式を用いることを指示していたからである。¹¹ 貞慶の講式を宣陽門院が用いる先蹤として、醍醐寺閻魔王堂の儀礼空間の創出を捉えるならば、成賢が貞慶の発願の詞を書写するにあたって、宣陽門院の意向が働いていたことが想定できる。ここに、宗教的主体としての中世の女院による宗教空間の創出と、これを支えた高僧の役割という新たな課題が浮上する。本資料紹介は、その解明に向けた試みの一歩である。

注

- (1) 東京大学史料編纂所史料画像閲覧システム (Hi-CAT Plus) にて閲覧。『醍醐寺文書聖教目録』(一四五函六号) の書誌情報によれば、成賢筆、卷子装斐紙(雲母引)、表紙茶染金銀箔散、銀雲母引、縦二九・〇cm、横二二・七cm、八紙とあり、新補覆紙裏書の外題は賢俊筆跡とする。このほか、新補覆紙の上書にあたる外題右肩には、「火六号」の番号が付されている。奈良国立博物館特別展図録『国宝醍醐寺のすべて』(二〇一四年) に収録、作品番号八四参照。
- (2) 関口静雄「龍谷大学図書館蔵『諸講式集』」(『学苑』六七二、一九九六年) により翻刻紹介されている。
- (3) 楠淳澄『心要鈔講読』(永田文昌堂、二〇一〇年) 序論、第八章「覚母門」参照。
- (4) 注(3) 前掲書、序論参照。
- (5) 阿部美香「墮地獄と蘇生譚―醍醐寺焰魔王堂絵銘を読む―」(『説話文学研究』四〇、二〇〇五年)。
- (6) 『焰魔王堂絵銘』。阿部美香「醍醐寺焰魔王堂史料三題」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一〇九、二〇〇四年) に翻刻本文を収録する。
- (7) 興福寺蔵「護法善神像」(鎌倉時代中期) は、笠置寺般若台厨子扉絵を写したものと考えられている。奈良国立博物館・神奈川県立金沢文庫特別展図録「解脱上人貞慶」(二〇一二年) 作品番号三六参照。
- (8) 笠置寺をめぐる貞慶の宗教構想については、船田淳一『神仏と儀礼の中世』(法蔵館、二〇一一年) 参照。
- (9) 五重塔は貞慶存命中に造営がはじまり、一周忌にあたる建保二年(一二二四) に供養され、弟子である覚真が仏舍利を納めている。注(7) 前掲図録作品番号一三三参照。
- (10) 醍醐寺蔵『遍智院僧正御房御臨終并中陰没後記』(一一八函二号) によれば、成賢の臨終および没後追善の儀において、弥陀念仏や法華経読誦とともに、尊勝陀羅尼が誦されている。
- (11) 阿部美香「宣陽門院の宗教空間におけるはとけとことば―東寺西院御影堂の中世的発展と貞慶の『舍利講式』をめぐる―」(近本謙介編「ことば・ほとけ・図像の交響―法会・儀礼とアーカイヴ―」勉誠出版、二〇二二年)。

謝辞

本資料の紹介を御許可くださいました醍醐寺に深謝申し上げます。なお、本稿はJSPS科研費(一九K〇〇三二九)の助成を受けた研究成果の一部です。

〔凡例〕

- 一、醍醐寺聖教一四五函六号『尊勝陀羅尼并般若心經發願』を底本とする。
- 一、本文の表記や返点、句切墨点、中略記号(○)は、底本に従って示した。明らかな誤字は、文字の右傍に(ママ)と付した。
- 一、補入指示のあるものはそれに従い、文字の右側に・を付し、補入であることとを明示した。

- 一、行頭に行数を掲げ、紙継ぎの箇所を「」で示した。
- 一、読解の便として、私に句読点を施した。

- 一、校異には、龍谷大学図書館蔵『諸講式集』所収『琰魔講式』を対校本に用い、本文の主要な異同を遠し番号を付して示した。

- 一、出典に関する注記は、本文の行数を掲げて示した。出典の略号は以下の通り。大正新修大藏経Ⅱ大正、日本大藏経Ⅱ日藏。なお、大正新修大藏経の検索には、SAT大藏経DB(SAT大藏経テキストDB研究会)を利用した。

〔翻刻〕

尊勝陀羅尼并般若心經發願 成賢僧正筆 新補覆紙上書

成賢御筆

尊勝陀羅尼般若心經發願 一卷 新補覆紙裝書

1 尊勝陀羅尼并般若心經發願

三礼 如来唄 啓白

敬白恩德廣大釋迦大師、誓度娑婆阿

弥陀佛、當來導師大聖慈尊、十方三

5 世諸佛如来、三世覺母般若妙典、佛頂尊

勝大陀羅尼、普賢文殊觀音地藏、同躰

別躰一切三寶、佛法護持梵尺龍天、殊

闍魔法王、冥官冥衆而言。方今、佛子以

深志厚誠、每月二點一日、轉讀般若心經^{卷三}、

10 念誦尊勝陀羅尼一千遍、殊奉廻向琰

魔大王、有祈心中大願。夫、般若經者、是

諸善法、生母養母ナリ。一切菩薩、最初發心、

乃至菩提・所有功德、皆依般若而出現スルガ

故、欲得世々善心善願善行相續シ、

15 常見諸佛、恒聞正法、得佛覺悟、蒙佛憶

念教誡教授ヲ、應學般若。欲令三盡虛

空界、一切有情皆安住六波羅蜜ニ、應學般

若取心。一經ル、其耳善根力故、定得無上正

等菩提。惡魔外道、不能稽留スルコト。四大天

20 王、及餘天衆、常隨擁衛、令一切時善増惡減

假使殺害三界所攝一切有情、而不由斯墮

於地獄傍生鬼界。以能調伏一切煩惱隨煩

惱惡業等故、已上幽贊、廣引大般若諸文、證

大經、隨機、文義俱廣。受持傳習スルニ、或生シツハシ怯

25 退^一。傳法ノ聖者、録シテ其要旨^一、別ニ出ス此經^一尺^一。幽贊^⑤。

故知、十六會之肝心、六百軸之眞實也。昔

書寫^{セシ}此一卷^一功德、猶同一代ノ諸教^一。何況、於

般若^一一部^一。廣略雖異^一、其德可等^一。觀音大

士現胡僧^一形^一、告唐^一三藏^一云、我持^{タモ}三世諸佛心要

30 法門^一。遂^ニ授此心經^一。即依其威力^一、傳聖教^一於唐

土^ニ見傳^一。可思、一千三百余軸ノ新翻ノ聖教^一、皆依一經ノ力^一、

所流布^一也。何況、法相一宗之濫觴哉。加之、遍

覺三藏、最後唱云、色蘊不可得^一。受蘊不可得^一。

35 即是、般若心經^一大意也。三藏大師、四分三性^一法門、

深悟妙理、八万十二聖教、廣湛^{ヘ下リ}心海^一。然而、最後

臨終^一至極ノ詞^一、既唱^一般若空寂^一一法^一。方知、滅罪

之力、此經獨勝^レ、往生之道、此法可^{シト}足^一云事。仍、

生々世々^ニ修行^{シテ}般若^一、願^ハ悟^リ無相之妙理^一、願施^{サム}

40 無邊之利益^一。次、尊勝陀羅尼者、先十方諸

佛^ニ共有聖德^一。名之^一為^ス神^ト。咒^{トイハ}謂^ク、惣持。以一ノ略

言^一、具一切佛法所有功德^一。催伏一切生死怨敵^一、

惣含諸德^一故名惣持^一尺^⑧。即是、菩提速疾

之輪、解脱吉祥之海也^一。其中、此咒^一名^ク淨

45 除一切惡道佛頂尊勝陀羅尼^一。若有人、聞^テ一^一經^一

於耳^一、先世所造^一一切ノ地獄ノ惡業、皆悉消滅^一。須

與^モ得^ハ聞^一、滅千劫已來積造^{セル}惡業^一。命欲^{スル}ニ將^ニ終^ト、

須臾^モ憶念^{スレハ}、得^テ身口意淨^一。身^ニ無^ク苦痛^一。從此

身^一已後、更不受胞胎之身^一。所生之處^一蓮花^{ヨリ}化

50 生^{シテ}、一切生處^ニ憶持^{シテ}不忘^一。日々^ニ誦^{スレハ}廿一反^一、應^シ消^ス一切

世間ノ廣大ノ供養^一。捨身^一往生極樂世界^一、亦得往生

種々微妙ノ諸佛ノ刹土^一。若人、先造^{ラハ}一切ノ極重罪

業^一、白月十五日持齋^{シテ}誦^{セヨ}千一反^一。乃至、墮^シ大阿鼻地

獄^一、或生^{セハ}禽獸^一、取^テ其亡者ノ隨^{ヘル}身分^ニ骨^一、以土^一一把^一、

55 誦^{シテ}廿一反^一、散^{レハ}亡者ノ骨ノ上^ニ、即得生天^一。書寫此咒^一、安

高幡上^一、或安高山^一、安^{スレハ}率都婆中^一、或見幡^一、

或^{トモ}與^ニ相近^テ、其影映^シ身^ニ、或風吹^テ陀羅尼ノ上ノ塵^一、

落^{トシ}在^{カハ}身ノ上^ニ、惡道之苦、皆悉不受^一。此等衆生^一、

60 文殊、告佛陀婆利^一云、漠地ノ衆生^一多造罪業^一、出

家之輩亦多犯戒律^一。唯有佛頂尊勝陀羅

尼經^一、能滅除^ス惡業^一見序。是以、善住天子忽轉^{シテ}

七日壽限^一、永離^ル七反惡報^一。速疾利益、不可具

述。方今、奉^{オス}為^ニ閻魔法王^一、殊誦^ス此咒^一。恃^{タノ}經文^一

65 故也。經云。閻魔羅法王、於時ノ夜分^ニ、來詣佛所^一。

而作^{サク}是言^一、我聞^テ五如來ノ演說^{シテ}讚^{シテ}持^{スル}大力ノ陀羅尼^一者^三、

我常^ニ隨逐^シ守護^{シテ}、不^レ令^三持者^一墮^ニ於地獄^一文^⑩。親^リ於

如來御前^一、自述^下此言^一。誓約無^ク忘^一、豈輕^メ下^ム持誦^一乎。

加之、昔有^リ王少府^ト云^モノ。持誦^{シテ}此咒^一、死^{シテ}經^{タリ}七日^一。二^ノ使者^一追少府^一行^ク、至^テ一大樹^下、使者及少府暫^ク息^ム。少

府問^テ目^一誦^ス此咒^一三七返^一、擧目^一見^ル、不^レ知^ス使者^ノ所^ニ去^ル。四人亦至^テ、跪^{ヒテ}言^フ、仁者修^{スレ}レハ何^ル行^ハ、前^ニ使者[、]亦得^{タル}生

天^一。願^ハ為^シ我^一誦^{セヨ}隨言^一。誦^{スル}三七返^一、又忽^レ不見^エ。須臾^ニ一^ノ神人來^ル。侍從甚盛^{ニシテ}、告少府^一云^フ、吾^ハ是^レ五道^ノ

冥司[、]頗稱^ス貴位^一。然^モ、為^シ神道^ノ所攝^セ。願^フ生^{セム}天^ニ彼^カ六人^ハ、以^テ法師^ノ力[、]各得^生天^一。今請^フ、至^テ弟子^所與^テ誦^{セヨ}

之^一。少府相共^ニ至^テ彼居所^一。方圓^數十里^{ナリ}。其中^一有^テ諸罪人^一、被^ル種々^ノ苦具^一。與^ニ彼^ノ神人^ノ、誦^卅九反^一。

擧^テ目^一四^ノ顧[、]一人^モ不見^一。唯^有斷^{タル}鎖^破朽^ノ。爰^四人^ノ使[、]稱^{シテ}王命^ト、告少府^一云^フ、乱^レ我^ノ曹^局文^薄、破^ル我^カ冥司^一。遂^ニ驅^テ少府^一、速^令遣^廻。于^時、入^一ノ空^谷中^ニ、

再得^蘇生^一。見^加句^靈驗^記。冥途^ノ勝利[、]以^之可^ク知^{。殊}般若[、]又^冥道^之上^味。不^可始^述。雖^非

如^法、雖^非清^淨、讀^誦二^ノ教[、]奉^資聖^王。次[、]同^音唱^フ彌^陀名^号。其^數、必^滿一^百八^返。是

擬^シ最^後ノ十^念、兼^存臨^終ノ行^儀。習^心積^功者[、]散^乱何^ソ不^ラ脱^レ。兼^又、設^漏彌^陀迎^接、誤^預瑛

王^呵嘖^一、於^冥路^中陰^砌、必^修シテ高^聲念^仏、普

救^{ヒテ}受^苦衆^生、速^到安^樂寶^刹。愚^意所^志、何^不納^受。抑[、]瑛^魔者[、]梵^語翻^為靜^息。々々^{シテ}

罪人^一、後[、]過^ラ不起^一、前[、]過^ラ易^滅一^故也。此^有二^種。一[、]大^菩薩^化作^{。二}、實^有情^{ナリ}。設^雖實^類、其^德猶^大。依^菩薩^ノ威^力、得^自在^ノ王^位一^故也。

何^況、於^彼地^藏等^深位^之所^現。是以[、]瑜

伽^論中[、]問^{シテ}何^故瑛^魔名^為法^王、答^{セリ}由^能饒^益不^由損^害。所以[、]一^期ノ作^業、任^セ罪^福於^冥官^之裁

判^ニ、六^道ノ生^所、定^ム昇^沈於^法王^之一^言。佛^子、幼

稚^ノ當^初、不^弁因^果、不^知善^惡。漸^及盛^季、趨

諸^欲境^ニ以^來、付^世間^出世^一、於^自他^内外^一、一^々所^作、念

々^々思^惟、其^ノ過^ト太多^シ、其^罪至^重。半^是、末^代之^習、雖^非一^身獨^犯、情^願往^事、言^心不^及。世^人猶^可

恥^一、況[、]大^聖ノ知^見哉。適^發シテ相^似善^心、雖^捨名^利、其^名未^淨、其^利未^忘。於^テ名^利、設^雖非^深重^一、出

離^ノ真^道、忙^然未^悟。僅^ニ憑^彌陀^之本^願、只[、]入^念仏

之^一門^一。所^持一^者、南^無阿^彌陀^仏之^六字。唱^ル口^一、似^レトモ

易^キニ、身^心緩^漫、散^乱緣^多。非^專修[、]非^專念^一。只^有名^一如^無實^一。初^中後^季、有^何ノ所^蓄。齡^猶四

難易、不似人ノ思ニモ。宿善在ラハ身ニ、此度モ何不成一。大聖
出サハ力一、我等モ何不ム生一。設若、依リ重病一、依テ魔障一、臨
115 終十念不如思一者、定詣閻魔廳一、及ム罪福ノ校量一
歎。所願一其時、依テ法王ノ方便一、憶念宿願一、以勇猛

至誠心一、如法唱テ十念一、自中有一、欲フ遂ムト往生一。兼思
遣ルニ其儀式ヲ、有悲、有憑。所謂、法王責我一言、汝
是、無戒無智沙門、放逸過人一、罪業モ超餘一。委
120 勸ニ俱生神之札一、汝所犯幾許一。親見淨頗梨

之鏡一。汝所行難遁一。人身ノ難一受一、幾度見シ聖
教ノ文一、見テソノ如ナル不ヌカミ見一。仏法ノ難一逢ヒ、幾許カ聞シ如來ノ説一、
聞テ何空一不聞一。哀哉、愚哉。寶ノ山一ニ空スル手一。但、一期
中ニ、若有所作ノ善根一哉。何レノ事ヲカ憑、何ノ行ヲカ立ル。若
125 有ラハ憶念一スルコト、今詳一啓セヨ矣。于時、大師釋尊、弥陀善
逝、深垂レ加被一、般若仏母尊勝神咒、殊施一法驗一。

閻魔大王、借テ其三寶力一、令仏子一必憶念在生一
所願一。然則、仏子答テ而可申一。無慙無愧之至リハ、
實不足披陳一。所犯所作之事、敢不能欲スルニ遁レムト。但、仏
130 子愚ナル心ノ中ニ、深有所恃一。其功雖少一、其志不輕一。所
謂、自此一西方過テ十万億土一、有國一、名極樂世界一。

有仏一、申阿弥陀如來一。發心修行之初メ、建テ四十八ノ誓
願一給。不捨惡人一、不擇ハ小因一繫一、聞名一繫一、念一、莫不引
接一。仏子、昔守テ釋迦大師愍勸之勸一、久恃ム弥

135 陀世尊大悲之誓一。一期積一微功一、其數幾許。

罪障設重一、佛力何不滅一。行願設淺一、本誓何不救一。彼
晨日國一、有リキ雄俊一者一。七返還俗之沙門也。還俗
之罪一、過出ニモ身一血一。然而トモ、雄俊信仏語一、白聖王一

言。我聞ク。十念一阿弥陀仏一者、必往生淨土一。仏子
140 在生之間、所唱一既多シ。我若墮一地獄一、三世諸仏
可成忘語一。于時、淨土ノ蓮臺、應聲一現ス空一。仏子カ

所憑、只此ノ先蹤也。仏子、設雖犯一四重斷頭之過一、
豈可等シカル七返還俗之罪ニ乎。我、若帰三途

者、三世諸仏定成忘語一。引證一立理一、述此旨一
145 畢ラハ、出テ大音聲一、唱ヘム南無阿弥陀仏一。十念已上專
心相續一、華臺聖衆、眼ノ前ニ來迎セム。二利ノ万善、
依之一皆成スヘシ。仰願、閻魔大王、必記シテ此語一、勿違
我願一。

(七行分空白)

150 所作、書寫了。
此發願詞者、故解脱上人草也。為炎魔王堂

貞應二年七月十五日東寺沙門成賢

〔校異〕

- ① 尊勝陀羅尼并般若心經發願 ↓ 琰魔講式
- ② 三礼 如来唄 啓白 ↓ ナシ
- ③ 其卷 ↓ 一百卷
- ④ 已上幽贊^{ニハ}廣引^テ大般若^ノ諸文^ヲ證心經功能^一。故知、彼此同也 ↓ ナシ
- ⑤ 幽贊尺 ↓ ナシ
- ⑥ 貞實 ↓ 真実
- ⑦ 見傳中 ↓ ナシ
- ⑧ 大師尺 ↓ ナシ
- ⑨ 傳詞 ↓ ナシ
- ⑩ 此^{註文} ↓ 此
- ⑪ 反 ↓ 遍
- ⑫ 反 ↓ 遍
- ⑬ 反 ↓ 遍
- ⑭ 率都婆 ↓ 率兜婆
- ⑮ 反 ↓ 返
- ⑯ 恃^{タケム} ↓ 深^ク恃^ニ
- ⑰ 佛所 ↓ 佛前一ニ
- ⑱ 文 ↓ 云々
- ⑲ 返 ↓ 遍
- ⑳ 來^ル ↓ ナシ
- ㉑ 被^{カケル} ↓ 致
- ㉒ 見加句靈驗記取心略抄 ↓ ナシ
- ㉓ 弥陀 ↓ 釋迦
- ㉔ 返 ↓ 遍
- ㉕ 弥陀迎接 ↓ 大悲迎撰^ニ
- ㉖ 善珠尺 ↓ ナシ
- ㉗ 瑜伽抄 ↓ ナシ
- ㉘ 見心地觀經 ↓ ナシ
- ㉙ 見十輪經 ↓ ナシ
- ㉚ 弥陀 ↓ 釋尊
- ㉛ 阿弥陀仏之六字 ↓ 釈迦牟尼佛之名号
- ㉜ 齡猶四句、雖非窮老力隨季^一衰、病追日^一重 ↓ 齡日々傾^キ力^ハ年々^ニ衰^フ
- ㉝ 果^{シテ}又、悟^{サス}此ノ死相^ヲ ↓ ナシ
- ㉞ 言 ↓ 云
- ㉟ 今 ↓ 令
- ㊱ 仏子^{ヲシテ} ↓ 弟子^ヲ
- ㊲ 少 ↓ 小
- ㊳ 所謂、自此^一西方過^テ十^ニ萬億土^ヲ、有國^一。名極樂世界^一。有仏^一。申阿弥陀如来^ト。發心修行之初^メ、建四十八^ノ誓願^一給。不捨惡人^{ヲモ}、不擇^ハ小因^{ヲモ}、聞名^ヲ繫^{カケル}念^一、莫不引接^一。仏子、昔^ノ爰^ニ一結^レ衆、深^ク
- ㊴ 返 ↓ 遍
- ㊵ 往生淨土 ↓ 往生淨土佛土
- ㊶ 忘語^ニ ↓ 妄語^ヲ
- ㊷ 仏子 ↓ 我等
- ㊸ 返 ↓ 遍
- ㊹ 我 ↓ 我等
- ㊺ 阿弥陀仏 ↓ 釋迦牟尼佛^ニ
- ㊻ 我願^ヲ ↓ 衆^ノ望^ヲ
- ㊼ 〔本文末尾に『琰魔講式』は以下の文を掲げる〕

- 16 次發願金一打。
- 14 至心發願 尊勝神咒 般若佛母 所生功德
天衆地類 倍增法樂 倍增威光 當所權現
威光增益 加藍安穩 興隆佛法 諸人快樂
悉地圓滿 内外魔障 皆悉消除 臨終正念
往生極樂 一結存亡 滅罪生善 出離生死
頓證菩提
衆生无邊誓願度 煩惱无邊誓願斷 法文无盡誓願知 无上菩提誓願證
- 15 〔與書〕 ↓ ナシ
- 14 〔注〔出典〕〕
是諸^ノ善法^ヲ生母養母^{ナリ}
典拠は『大般若波羅蜜多經』(玄奘訳)卷第八。引用本文は、大正五・四五・上に存する。『心要鈔』(貞慶撰)第八覺母門(大正七・六一・中)にも見える。
經文^ハ、得^テ世々^ノ善心善願善行相續^シ
常^ニ見^レ諸佛^ヲ應學般若^ヲ
〔經〕は『大般若波羅蜜多經』卷第三、第四〇二、第四七九。引用本文は大正五・一三上、七・八上、七・四三〇中に存する。『心要鈔』第三三學門(大正七・五四・上)にも見える。
欲^ハ、令^テ三^ニ盡虛空界^ノ應學般若^ヲ
欲^ハ、令^テ三^ニ盡虛空界^ノ應學般若^ヲ

18 『大般若波羅蜜多經』の所説の要約である。經文の抄出ではない。
一七經ル、其耳一、定得無上正等菩提^經

「經」は『大般若波羅蜜多經』卷第五〇二、引用本文は大正七・五五六上。
『阿彌陀經略記』（源信撰）大正五七・六八一下に同文がある。

19 惡魔外道ノ令ム一切ノ時ニ善ヲ増シ惡ヲ減^{七經}

「經」は『大般若波羅蜜多經』卷第五七八。大正七・九九一中「惡魔外道不能稽留。四大天王及餘天衆。常隨擁衛未曾暫捨。終不橫死枉遭衰患。諸佛菩薩常共護持。令一切時善増惡減」からの抄出である。同經文が『般若波羅蜜多心經幽贊』卷下（慈恩大師基撰）大正三三・五四二中、『心要鈔』第三三學門、大正七・五四上にも引用される。

21 假使殺害ストモ隨煩惱、惡業等ヲ故

典拠は『大般若波羅蜜多經』卷第五七八、大正七・九八七下。『心要鈔』第三三學門、大正七・五四上にも引かれる。

24 大經ハ、隨機一別ニ出ス此經一尺^{ヲ讀}

同本文が『般若波羅蜜多心經幽贊』卷上、大正三三・五二四上に見える。「幽贊尺」はその注釈書と考えられるが未詳。なお、善珠の著述には『般若心經幽贊記』があり、善珠の尺であったか。

28 觀音大士現胡僧形一、告唐三藏云傳聖教ヲ於唐土ニ見傳

「伝」は慈恩大師三藏法師伝と思しいが不詳。『心要鈔』第八覺母門（大正七・一六四上）に「觀自在度授與玄奘三藏。自告云。我持三世諸佛心要法門。汝若受持。」とある。「我有三世諸佛心要法門。師若受持。」の詞は、『般若心經』授受をめぐる玄奘の靈驗譚化の初期のかたちを伝え

る『唐梵翻對字音般若波羅蜜多心經』（敦煌出土、不空訳。慈恩大師基の序文を付す、大正八・八五一上）に、見出すことができる。

33 遍覺三藏最後唱云、色蘊不可得ヲ不可得モ々々々々ナリ

『唐大慈恩寺三藏法師傳』（慧立本）大正五〇・二七七上「色蘊不可得。受想行識亦不可得。」に拠るか。『心要鈔』第八覺母門（大正七・一六四上）にも「故三藏臨終唱云」として「色蘊不可得、受蘊不可得、想蘊不可得、行蘊不可得、識蘊不可得」の文が引かれる。『唐大慈恩寺三藏法師傳』に基づく引用は、『弥勒如来感應抄』第二、『玄奘三藏繪』卷十二にも見える。

43 大簡尺

典拠未詳。

44 菩提速疾之輪、解脱吉祥之海也佛

引用本文が、『宋高僧伝』卷第二「唐洛京聖善寺善無畏伝」（贊寧撰）、大正五〇・七一四下に見える。

45 若有人、聞テ經ハ於耳ニ皆悉消滅經

「經」は『仏頂尊勝陀羅尼經』（佛陀波利訳）。引用本文は大正一九・三三〇中。

46 須臾モ得ハ聞ハ滅千劫已來積造セル惡業一

典拠は『仏頂尊勝陀羅尼經』。引用本文は大正一九・三三五一上。

47 命欲スル將ニ終ト、須臾モ憶念スレハ

典拠は『仏頂尊勝陀羅尼經』。引用本文は大正一九・三三〇中。

48 得テ身口意淨ト、身ニ無シ苦痛一

48

典拠は『仏頂尊勝陀羅尼經』。引用本文は大正一九三五一中。
從此身一已後二即得生天三。

典拠は『仏頂尊勝陀羅尼經』。引用本文は大正一九三五一下「白月
圓滿十五日時。持齋誦此陀羅尼。滿其千遍。令短命衆生還得增壽。永離
病苦一切業障悉皆消滅。一切地獄諸苦亦得解脫。諸飛鳥畜生含靈之類。
聞此陀羅尼一經於耳。盡此一身更不復受。画像佛言若人遇大惡病。聞此陀
羅尼。即得水離一切諸病。亦得消滅應墮惡道。亦得除斷。即得往生寂靜
世界。從此身已後更不受胞胎之身。所生之處蓮華化生。一切生處憶持不
忘。常識宿命佛言若人先造一切極重惡業。遂即命終乘斯惡業應墮地獄。

或墮畜生閻羅王界。或墮餓鬼乃至墮大阿鼻地獄。或生水中或生禽獸異類
之身。取其亡者隨身分骨。以上一把誦此陀羅尼二十一遍。散亡者骨上即
得生天佛言若能日日誦此陀羅尼二十一遍。應消一切世間廣大供養。捨
身往生極樂世界。若常誦念得大涅槃。復增壽命受勝快樂。捨此身已即得
往生種種微妙諸佛刹土。」から抄出し、順序を組み替え再構成する。

55

書寫此咒一安高幢上二皆得不退轉三。

典拠は『仏頂尊勝陀羅尼經』。引用本文は大正一九三五一下「若人能書
寫此陀羅尼。安高幢上。或安高山或安樓上。乃至安置窰塔波中。天帝若
有苾芻苾芻尼優婆塞優婆夷族姓男族姓女。於幢等上或見或與相近。其影
映身。或風吹陀羅尼。上幢等上塵落在身上。天帝彼諸衆生所有罪業。應
墮惡道地獄畜生閻羅王界餓鬼界阿修羅身惡道之苦。皆悉不受亦不爲罪垢
染汚。天帝此等衆生。爲一切諸佛之所授記。皆得不退轉」からの抄出。
漢地衆生、多造罪業一能滅除二惡業三。

60

65

典拠は『仏頂尊勝陀羅尼經』。引用本文は大正一九三四九中。
經云。閻羅羅法王於時一夜分二不三令四持者五墮六於地獄七。

典拠は『仏頂尊勝陀羅尼經』。引用本文は大正一九三五一中。
昔有一王少府二ト云三入四空五谷六中七再得蘇生八。

90

「加句靈驗仏頂尊勝陀羅尼記」(武徹述。大正一九三八六中、下)に拠り、
本文を用いて略述する。

「琰魔者、梵語翻為靜息一。前二過易滅三故也四。」
典拠は、興福寺善珠作の仏典注釈書と思しい。善珠『本願藥師經鈔』下に、
「琰魔王者是梵語。唐語靜息王。以下靜息罪人一令二復過三不起過易四
滅。故名靜遺棄五。」とあるに拠るか。なお、『秘抄問答』(頼瑜)大正
七九・五三八下には「炎摩王者梵語。唐云靜息王。以靜息罪人。令後過
不起。前過易滅。故名靜息」とほぼ同文が引かれている。

91

此文有二種。一、大菩薩化作。二、實有情一。

同文が『瑜伽師地論略纂』(慈恩大師基撰、大正四三・一七六中に見える。
「瑜伽抄」は慈恩大師基の撰述書をさすと考えられるが未詳。貞慶は『法
華開示抄』でも「瑜伽抄」を引用している。

92

見心地觀經

94

見十輪經

「心地觀經」(般若訳)の所説の要約であり、經文の抄出ではない。
「大乘大集地藏十輪經」(玄奘訳)の所説の要約であり、經文の抄出では
ない。貞慶が建久七年(一一九六)に瞻空の依頼を受け笠置般若台で作っ
た「地藏講式」も、地藏菩薩の功德が「十輪經」に拠って述べられている。

95

伽論中「答^{セリ}由能饒益不由損害^ト」

『瑜伽師地論』卷第五八（玄奘訳）、大正三〇・六二二上「名爲法王。不應道理。若由饒益衆生。今應當說云何饒益。答由能饒益不由損害。」に拠る。

109

屠所之羊^ノ何^ノ日^カ臨^{マム}草庵之樞^ニ

『道心祈誠狀』『愚迷発心集』（貞慶撰）に「屠所之羊、今幾^ク歩^カ无常^ニ之道^ニ、閻王之使^ヒ、何^レ日^ニ臨^ニ朽宅之窓^ニ」とある。

137

晨旦國^ニ有^リ英雄俊^{ト云}者^一淨土^ノ蓮臺、應聲^一現^ス空^ニ

典拠は、『戒珠集浄土往生伝』上「僧雄俊念佛往生浄土第四」（真福寺蔵）。塚本善隆『日支仏教交渉史研究』（弘文堂書房、一九九四）、『塚本善隆著作集』巻六、大東出版社、一九七四）所収。